

○特別養護老人ホーム百々千園入所指針

(平成15年7月 日)
訓 令 第 号

改正 平成21年5月25日訓令第4号 平成23年3月17日訓令第3号
平成27年2月27日訓令第3号

(目的)

第1条 この指針は、特別養護老人ホーム百々千園（以下「施設」という。）の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性および公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

(入所対象となる者)

第2条 入所の対象となる者は、次の①及び②のいずれかに該当する者で常時介護を必要とし、かつ居宅において継続して介護を受けることが困難な者とする。

- (1) 要介護3から要介護5までの要介護者
- (2) 要介護1または2の要介護者で、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合（以下、「特列入所」という。）

(特列入所の要件の判定)

第3条 特列入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、次のいずれかの事情を考慮するものとする。

- (1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

2 特列入所の要件に該当することの判定に際しては、特列入所の入所判定が行われるまでの間に、施設と介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）との間で情報共有等を行なうものとし、施設は保険者市町村に対し、入所申込者が特列入所の要件に該当するか否かを判断するに当たって便宜その意見を求めることができるものとする。

(入所の申込み)

第4条 入所の申込みは特別養護老人ホーム百々千園入所申込書（第1号様式）及び入所調査票（第2号様式）に、介護保険被保険者証、直近3か月分のサービス利用票及びサービス利用別表の写しを添付して、本人又は家族等から施設に対して行なうものとする。この場合において、介護支援専門員等は申込みに際して必要な援助を行なうものとする。なお、特列入所に係る入所申込の場合には、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてのやむを得ない事由について、その理由などの必要な情報の記載を申込みに際し、求めるものとする。

2 施設が入所申込書及び入所調査票を受領した場合は、受付簿にその内容を記載して管理しなければならない。また、辞退や削除等の事由が生じた場合には、その内容を記録しなければならない。

(入所検討委員会)

第5条 施設は、入所の選考にかかる事務を処理するために、委員会又は会議（以下「検討委員会」という。）を設置しなければならない。

2 検討委員会は園長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成するものとする。なお、検討委員会には施設職員以外の第三者（以下「第三者委員」という。）を参加させることができるものとする。また、特列入所の入所判定をする際には、必要に応じて介護の

必要の程度や家族の状況等について、保険者市町村に意見を求めることができるものとする。

- 3 検討委員会は、原則として、園長が招集し、毎月1回開催するものとする。
- 4 検討委員会は、入所選考者名簿（以下「選考者名簿」という。）を調整するとともに、これに基づき入所順位の決定を行なう。
- 5 検討委員会は、協議の内容を記録し、これを2年間保管しなければならない。
- 6 検討委員会は、官公署からの請求があったときは、前項の記録を提出しなければならない。
（選考者名簿の調整）

第6条 選考者名簿は、入所申込者に対する基本的評価基準（別表1）に基づく評価と次に掲げる個別の評価事項（別表2）を総合的に勘案し、上位のものから登載する。

- 2 選考者名簿は、検討委員会の開催に合わせてその都度調整する。
（特別な事由による入所）

第7条 次に掲げる場合においては、検討委員会の審議によらず園長の判断により入所を決定することができる。この場合において、園長は事後の当該委員会で報告するものとする。

- (1) 災害や事件・事故等により緊急に入所が必要と認められ、かつ検討委員会を招集する余裕がない場合。
- (2) 介護者の緊急入院等により、長期的保護が必要となった場合。
- (3) 老人福祉法第11条に定める措置委託による場合。

（その他の取扱い）

第8条 既入所申込者については、施設は保険者市町村保険者等と協力し、平成27年4月1日時点での各施設への既入所申込者に対して、指針の周知及び特例入所の事由がある場合は、再度の入所の申込みを行なうものとする。

- 2 施設が入所の意思を確認したにもかかわらず、入所申込者の都合により一時辞退があった場合は順位を繰り下げ、再度の辞退があった場合は、受付簿から削除することができる。ただし、本人の入院等やむを得ない理由により一時辞退をする場合は、順位を保留するものとする。
- 3 他の介護保険施設や病院に入所（入院）している者で、当該施設から退所（退院）を求められている者のうち、入所を希望する者については、別表1による在宅サービス利用率を40%以上60%未満の点数に該当するものとみなす。ただし、次の場合については、それぞれに定めるとおり取り扱うものとする。
 - (1) 入所（入院）直前の在宅サービス利用率が60%以上の場合は、この率に該当するものとして取り扱う。
 - (2) 施設が独自に適切な基準を設ける場合にはそれによることができるものとし、その場合において、選考者名簿の調整方法による上位登録登載者と比較・考慮して、そのバランスを欠くことのないよう、入所の必要性及び優先性について慎重に審査し、その認定理由を記録にとどめるものとする。
- 4 入所申込者や家族等は、入所申込後、介護度の変更等により申し込み内容に変更が生じた場合は施設に連絡するものとする。
- 5 入所基準に関して施設が施設運営・状況等の理由により施設独自の適切な基準を設けることができるものとし、その場合において、選考者名簿の調整方法による上位登録登載者と比較・考慮し、そのバランスを欠くことのないよう、入所の必要性及び優先性について慎重に審査するものとする。

（適正運用）

第9条 施設は、この指針の適正な運用について、必要な官公署に対し、必要な助言を求めることができるものとする。

- 2 施設及び検討委員会は、この指針に基づき、適正に入所の決定を行なうものとする。
- 3 施設は入所申込者等関係者に対して指針の内容説明をするものとする。
- 4 施設は必要に応じて入所選考にかかる説明又は資料の開示を行なう場合に、適切な対応ができるよう、あらかじめ責任者や窓口を明確にしておくとともに、個人のプライバシー等個人情報の取扱いについて細心の注意を払い、その保護に当たるものとする。
- 5 検討委員会の委員及び施設の職員は、業務上知り得た入所申込者やその家族に関する個人情報

- 報を他に漏らしてはならない。また、委員を退任した後及び施設を退職した後も同様とする。
- 6 官公署及び関係団体等が、各市町村に所在する施設を対象として、この入所指針と同様の趣旨で指針を作成する場合は、この指針によることとする。

附 則

この指針は平成15年7月1日から施行し、平成15年4月1日より適用する。

附 則 (平成21年5月25日訓令第4号)

この指針は公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月17日訓令第3号)

この指針は公布の日から施行する。

附 則 (平成27年2月27日訓令第3号)

- 1 この指針は平成27年3月1日から施行する。
- 2 施設における、この指針に基づく入所決定の運用は、平成27年4月1日に施設へ入所する者から適用する。